

特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農産加工工業は、国民に対して食料を安定的に供給する上で、農業と並ぶ両輪として重要な役割を果たしている。農産加工品の輸入自由化に対応するため、農産加工工業の経営改善に向けた措置が講じられてきたが、農産加工品の輸入量の増加や国内市場の縮小など、農産加工工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農産加工工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工工業の振興に努めると。

また、地域農業の発展に資するため、特定農産加工工業において国産農産物の使用が一層促進されるよう、経営改善計画の承認等において必要な指導を行うこと。

二 本制度の運用に当たっては、E P A ・ F T A 等の進捗に即応して対象業種を追加指定するなど、適切かつ弾力的に対処すること。

三 農民生産者と農産加工業者による六次産業化や農商工連携の取組を促進するためにも、新商品・新技術の研究開発の促進、専門家による支援体制の充実、低利融資等、必要な措置を講ずること。

四 東日本大震災の被災地において農産加工工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。

右決議する。